

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 55 年 12 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 56 年 1 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 15 日から 56 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 5 月から A 社に勤務し、事業所の名称が B 社へ変更された後も、60 年 6 月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人は、A 社で昭和 42 年 5 月 12 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55 年 11 月 15 日に被保険者資格を喪失後、B 社（昭和 55 年 11 月 15 日に設立された A 社の後継会社）において、同社が厚生年金保険の適用事業所とされた 56 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、60 年 6 月 21 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録、B 社が保管する給料計算表及び同社が発行した在籍証明書により、申立人は、昭和 42 年 5 月 12 日から A 社に勤務し、申立期間においても、退職することも雇用形態が変更されることも無いまま、継続して同社及び B 社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人及び同僚 1 人を除き、69 人の厚生年金保険の被保険者記録は、A 社において、同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった昭和 56 年 1 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同日に B 社において、被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社及び当時の上司から、「申立人が持つ一級建築士の資格と、当該同僚が持つ一級土木施工管理士の資格は、当時、公共工事の入札参加のために必要な資格であったため、この

2人は、書面上についてのみ、先にB社へ身分が移され、実際には、継続してA社に勤務していたものと思われる。」旨の供述が得られた。

一方、B社は、A社であった時から厚生年金保険料は当月控除としており、B社が保管する前記給料計算表を見ると、申立人の昭和55年11月の厚生年金保険料欄には二重線及び斜線が記され、保険料が控除されていないことが確認できるが、同年12月の厚生年金保険料については、事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたものの、厚生年金保険料の控除については、申立期間のうち、昭和55年12月に係る厚生年金保険料のみを事業主により給与から控除されていたものと認められるとともに、申立人のA社における資格取得日は55年12月1日、喪失日は56年1月1日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B社が保管する申立人の昭和55年12月分の給料計算表における厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和55年11月15日から同年12月1日までの期間については、前記のとおり、B社が保管する給料計算表から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、当時の同僚からは、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間のうち、昭和55年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月21日から同年12月1日まで

私は、昭和34年2月21日から、A社に勤務し、同年6月21日に工務員として登用されたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年12月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録、B社（A社の後継会社）が保管する人事記録及び従業員カードにより、申立人は、昭和34年2月21日から、同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の入社時期、入社に至る経緯及び職種が申立人と同じであるとされる2人は、オンライン記録によると、昭和34年7月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の入社に至る経緯及び職種が同じであったとする申立人の先輩は、オンライン記録によると、昭和31年6月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該先輩は、「A社には、昭和31年3月に入社した。入社から3か月間位は、試用期間であったと思う。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月1日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認めることが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同期入社2人のA社における昭和34年7月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和34年6月21日から同年7月1日までの期間における申立人の厚生年金保険料控除の有無等について、同僚等からの供述は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和34年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和41年3月からA社に継続して勤務しており、同社からグループ会社のB社へ出向した際の資格喪失日が45年6月30日とされているため、同年6月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事カード及び同社の回答により、申立人は申立期間において同社に勤務し（昭和45年7月1日にB社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年5月の被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 4 月 23 日まで

私は、昭和 56 年 9 月ごろから A 社に勤務し、同事業所が B 社となった 58 年 10 月 1 日から、厚生年金保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 59 年 4 月 23 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B 社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 59 年 4 月 23 日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、事業主の妻は、「B 社が厚生年金保険の事業所として新規適用された時に、従業員全員を厚生年金保険に加入させた。それ以前の期間については、厚生年金保険料は控除していない。」旨を供述している上、オンライン記録により、B 社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、申立期間において国民年金に加入し、かつ国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人のみが申立期間において厚生年金保険に加入し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

さらに、当時の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。